

令和2年度柴田町議会5月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
総 務 課 長 併 選挙管理委員会書記長	鈴 木 俊 昭 君
まちづくり政策課長	藤 原 政 志 君
財 政 課 長	森 浩 君
子ども家庭課長	水 戸 浩 幸 君
商 工 観 光 課 長	沖 館 淳 一 君

教育委員会部局

教 育 長	船 迫 邦 則 君
教 育 総 務 課 長	水 上 祐 治 君
ス ポー ツ 振 興 課 長	斎 藤 良 美 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真 一
次	長 奥 村 朝 子
主	幹 太 田 健 博
主	査 佐 山 亨

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 5 月 1 4 日 (木曜日) 午前 9 時 3 0 分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 議案第 2 号 令和 2 年度柴田町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和2年度柴田町議会5月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において14番有賀光子さん、15番舟山彰君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。5月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、5月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、5月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に申し上げます。

5月会議中、新型コロナウイルス感染症予防のため、全て自席のマイクを使用して発言することといたしますので、ご承知願います。また、発言は簡潔に行うようお願いいたします。

日程第3 議案第2号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第2号令和2年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号令和2年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、特別定額給付金給付事業を初め、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業、新型コロナウイルス感染症対策「学びと育ちのサポート事業」に要する経費などを計上するものです。

また、早期の事業着手のため、議会運営費、庁舎・保健センター耐震補強等事業、（仮称）総合体育館建設予定地造成事業において、既決予算の補正を行います。

歳入では、これらの事業の財源として、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、町債の補正を行っております。併せて債務負担行為の廃止及び地方債の変更を行うものです。

これらによります補正予算の総額は42億4,760万8,000円の増額となり、補正後の予算総額は175億2,677万3,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

議案第2号令和2年度柴田町一般会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42億4,760万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億2,677万3,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、国の補正予算で措置された特別定額給付金給付事業などに要する経費を計上し、また、早期の事業着手のため、庁舎・保健センター耐震補強等事業など、既決予算の補正計上をするものです。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。

廃止2件となります。

庁舎・保健センター耐震補強等工事監理業務委託委託料、耐震補強工事について、地方債の

緊急防災・減災事業債が令和2年度までに建設工事に着手した事業について令和3年度以降も現行の交付税措置が講じられることから、当初予算でお認めいただいた債務負担行為額全額を令和2年度に計上するため、廃止を行います。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。

変更1件となります。

庁舎・保健センター耐震補強等事業費として、債務負担行為の廃止により令和2年度事業費が増となることから、起債限度額を2億3,940万円増額するものです。

歳入歳出について説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

16款2項1目総務費国庫補助金37億9,097万2,000円の増は、4節特別定額給付金給付事業費補助金、5節給付事務費補助金、次の2目民生費国庫補助金4,980万8,000円の増は、5節子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、6節給付事務費補助金が、それぞれ事業費補助、事務費補助として国から全額補助されるものでございます。

次に、17款2項7目商工費県補助金7,000万円の増は、1節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業補助金として、県から事業費の3分の2が補助されるものです。

20款1項2目基金繰入金9,742万8,000円の増ですが、財政調整基金、スポーツ振興基金から補正財源として繰入れをするものです。この繰入れにより財政調整基金の残高については4億57万5,243円になります。スポーツ振興基金の残高は4億8,585万4,424円となります。

次のページになります。

23款1項1目総務債2億3,940万円の増は、庁舎耐震化事業の緊急防災・減災事業債に3,990万円、保健センター大規模改修事業の公共施設等適正管理推進事業債に1億9,950万円を補正計上するものです。

9ページになります。

歳出です。

主なものについて説明をさせていただきます。

2款1項5目財政財産管理費2億6,171万7,000円の増は、債務負担行為補正でも説明をいたしましたが、庁舎・保健センター耐震補強等工事監理業務委託、耐震補強工事、それぞれの債務負担行為額を減額し、令和2年度事業として増額補正を計上いたしました。併せて、工事請負費には、新たにパソコン等のLAN工事などの工事費等を見込み、5,000万円を今回増額補

正をしております。

次に、14目特別定額給付金給付事業費37億9,097万2,000円の増ですが、3節職員手当等の時間外勤務手当から13節使用料及び賃借料のパソコン等賃借料まで、それぞれ給付金の支給に係る事務費を補正計上するものです。18節負担金補助及び交付金37億6,150万円は、今回の特別定額給付金額が世帯構成員1人につき10万円を支給対象者3万7,615人分を見込んでおります。10ページになります。

3款2項9目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業4,980万8,000円の増ですが、特別定額給付金と同様に、3節職員手当等の時間外勤務手当から12節委託料の通知書等作成封入封緘委託料まで、それぞれ給付金の支給に係る事務経費を補正計上するものです。18節負担金補助及び交付金4,637万円は、今回の子育て世帯への臨時特別給付金額が対象児童1人につき1万円、支給児童数4,637人分を見込んでおります。

次に、11ページになります。

7款1項1目商工振興費、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業1億500万円の増は、宮城県の要請や協力依頼に応じ、施設の使用停止や営業時間の短縮等に全面的に協力した中小の事業者に対し30万円を支給するものです。350事業者を見込んでおります。

10款1項2目教育管理費、新型コロナウイルス感染症対策「学びと育ちのサポート事業」1,492万2,000円の増ですが、小中学校の臨時休校により家庭学習を余儀なくされている小中学生に対し5,000円分の図書カードを配付し、自宅学習を支援するものです。児童生徒数2,950人分を見込んでいます。

次に、10款6項1目（仮称）総合体育館建設予定地造成事業2,408万9,000円の増ですが、自衛隊部外工事に伴い、新たに造成工事監督支援業務委託料や仮設ハウス、トイレ等の賃借料、仮設防護壁設置工事の増額など補正計上し、また、建設予定地への土砂搬入を行うため、阿武隈川河川敷運動場土砂撤去工事を追加するものです。

13ページ以降の給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回の補正において時間外手当、町債等の増額補正がありましたので、補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正、地方債補正を含め、歳入歳出一括といたします。なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） それでは、支出の11ページ、10款2目、節7図書カード購入についてお聞きします。

これがなぜ今頃かというふうな気もするんですが、図書カードになったのか。学習支援をするということであれば、プリントとか、ほかにも手があったんじゃないかと。図書カードの使い方によっては様々な使い方ができるので、支援という形としてはちょっと目的には満たされないんじゃないかと思いますので、なぜなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） それでは、今回の図書カードの配付ということに決定した経緯なんですけれども、小中学校の臨時休業が3月から始まりまして、3月、4月、5月と3か月にわたって、長期間にわたっているわけなんですけれども、その中で児童生徒さんたちは自宅学習を余儀なくされている状況でございます。その際に、柴田町の場合は学校で朝読とか、読書に関して力を入れてきた経緯もあったものですから、今回、小中学校の児童の皆さんに、読書をさらに奨励するという考えの下で今回図書カードを選択しまして、お一人お一人にお配りするという事で決定したものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 今答弁であったとおり、3月からということで、結果的には3か月にもなろうという時期ですけれども、これは既に、いや、もう時期的には、例えば、4月からとか、もうちょっと休校が長くなったらどうしようとかということで考えていけば、4月時にも実施できたのではないかというふうに思うんですが、どうして今頃かということはそこから来ている。そういったことで、勉強していないからといって、本を読むからといって、必ずこの図書カードによって本を買う家庭だけが増えてくるということはないのではないかという危惧もあったものですからお聞きいたしました。ですから、これについて、3月時点はともかく、4月の時点で考えたことがなかったのかどうかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 当初は、3月の春休みまでという休業期間だったわけなんですけれども、それが4月、そして5月連休明けまで、そして5月31日までと、細切れにちょっと延長、延長ときたものですから、4月の段階ではまだこういう長期になるというような想定はできていなかったというのもありまして、その時点ではちょっと図書カードの配付というところまでは至っていなかったんですけれども、今回5月31日までかなりの長期間に及んでしまっ

たものですから、今回学習支援ということで図書カードを配付させていただくということになったものでございます。

それから、確かに図書カードにつきましては用途がいろいろございますので、一応学校のほうには、読書の奨励をするためにお配りするんですよという趣旨はお話ししておまして、それから、図書館司書のほうからは、こういったお勧め本ということで、小学生向けのやつと中学生向けのお勧め本のチラシも同封させていただきましたので、基本的にはこういったことで読書にお使い願いたいということで、こちらのほうでは考えているものでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 大体20日間で、小学校でいくと約100時間の授業時間になるはずなんです。それが3月から続いているということで、この我が国の教育史上初の学校がないという、そういった意味では、やはり3月の時点、それから、3月の時点はともかくスタートしたばかりということなんです。4月から5月にかけては、やはり危機管理という意味ではそういう対策もやっぱりする必要があったんじゃないかというふうに思うんです。自然災害だけの危機管理じゃないはずですから、そういった意味で、その辺もやっぱりもうちょっと考えておくべきではなかったかと思しますので、これを最後に答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） これまで対応については、随時、細切れに長くなってきましたが、校長会をもう12回開催して、その都度対応について知恵を絞っているところでございます。現段階、5月31日まで授業ができないということで、6月1日以降で授業がこなせるのかどうかというのを今、各学校で精査してもらっているところでございます。今朝ほどは、小学校代表、中学校代表の学校が、こんな形で計画が煮詰まりましたということで報告を受けましたが、夏休みを8月9日から19日まで取るという形で行事等を検討しなくちゃいけないものも若干出てきますけれども、対応が可能だという報告をいただいておりますので、そういったものを情報交換しながら6月15日の校長会で対応について確認していく、そういう動きになっております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

まず、9ページの総務管理費の中の5目財政財産管理費のほうなんです。この中の12節庁舎・保健センターの耐震補強等工事監理、設計監理だと思うんですが、これの委託先をどのように考えているのか。

それと、14節工事請負費、これは出ているんですが、設計図面等詳細図が開示されていないんですが、これはいつ頃開示されるのかお聞きしたいと思います。

続きまして、11ページ、6項の保健体育費の中の保健体育総務費の中の12節、この委託料のところも同じような工事監理業務委託が出てきているんですが、この委託先をどのように考えているのか。

それと、13節の使用料及び賃借料の中の仮設ハウス賃借料が入っておりますが、この期間をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 9ページの工事監理業務委託料に関しての委託先ということでよろしいでしょうか。まだこれから契約業務に、委託先というか、その業務を行うわけですが、財政課として今考えているところは、今回の事業は庁舎の耐震化というものがまずメインになります。なおかつ、この庁舎と保健センターと2つの施設を一緒に大規模改造するという部分になりますので、実際実施設計をしていただいた業者さんが一番内容を熟知している部分ではあるかとは思いますが、その辺を加味しながら、今後その契約の仕方については内部で検討しながら指名委員会のほうで諮って決めていきたいということで考えております。

それから、設計図等詳細なものということなんですが、実際に実施設計が完了したのが3月27日でございます。今後、今工事のほうを一般競争入札ということで告示を行っておりますので、入札終了後、契約案件として議会のほうにお諮りする際に図面等は提示したいかと思っておりますが、その前に、今月、全員協議会が予定されているということで、まず工事が始まった際に住民がどのような、役場にきた際に何課がどこにあるかということが、動いているということで提示しなければなりませんので、その辺を先にまず議会のほうにもお示ししたいなと思っておりますので、その際には図面等も提示したいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 次に、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（齋藤良美君） それでは、保健体育総務費の委託料でございます。委託先でございますけれども、こちらといたしましては、通常的设计コンサルを考えております。

続きまして、使用料及び賃借料の期間ですけれども、今後自衛隊と協定を結ぶわけですけれども、工事期間としては、協定の中では6月1日から11月30日という予定になっております。実際の工事としては、7月1日に着工いたしまして、10月下旬を目標にやるということで今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

9ページの耐震補強工事についてお伺いしたいと思うんですが、この中身につきましては、設計のやり方によっては、あるいは、パテントの問題も出てくると思うんです。そうしたときに、実施設計のほうのところが一番詳しいというのは、それは分かるんですけども、工事と監理というのは、これだけの金額になると完全にもう分けなくちゃいけないとなってきたんですが、今のお話を伺いますと、実施設計やったところが一番詳しい、それは当たり前話なんですけど、設計と工事をまず分ける必要があるんじゃないかと思えますし、それと、監理も設計監理をすることで、設計したところが監理したんでは透明性がなくなってくるわけですから、その辺のことをどう考えておられるのか。

それと、設計内容につきましては、特許とか、そういったことが出てくる関連が、こちら全然情報開示がないものですから分からないんですが、そういった工事の中身について出てくる可能性があるんですが、そういった場合の工事監理あるいは工事施工、それをどのような形で考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それと、11ページの造成監督業務、これからお伺いになるということなんですけど、これは一般競争入札ということも視野に入っておられるのか、そういったことも教えてもらいたと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 実際、議員言われるように、実施設計された業者と、今度は工事で工事監理を行う業者ということで、実施設計に従って工事を行っていく際に、実施設計を作成された業者が工事監理を行うということがどうなのかということなんですけど、実際今回の予算の中では、実施設計を工事監理業者のほうに意思伝達を行う、設計図書だけでは説明できない部分もあるかとは思いますが、実際本来であれば、そういう予算が必要になるかとは思いますが、今回あくまでも、今回実施設計を行って、その後この工事監理の委託に関しては、私は実施設計の業者が一番詳しいですよと、それは実際中身が分かっているということなんですけど、今後この工事監理業務委託についての業者選定に関しては指名委員会のほうに諮っていくということですので、同じ業者ということで私伝えたわけではなくて、そういうことで、指名委員会の中で決定をしていただくということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（齋藤良美君） 委託の関係ですけれども、ご質問、一般競争入札になるかということなんですけれども、現在協定を進めている段階で、自衛隊さんのほうで早期着工をしたいというご要望がございまして、一般競争入札も当然考えないわけではございませんが、場合によっては随意契約ということで進めることも視野に入れて、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 9ページの先ほどの庁舎・保健センターの耐震補強等工事についてなんですが、設計監理、工事監理は一種の設計監理だと思うんですが、そういったときの仕様書というものを、それを基準にしてチェックすると、一つの仕様書があるんですが、これは建築士会なり、何かの標準仕様書というものに基づいて、例えば、コンクリートの強度とか、そういったものは全部基準が決まっておりますので、そういったものについて、その標準仕様書に基づいて設計監理あるいは工事監理を行うということなのか、それとも、もし、パテントなり、特許とか、そういったものを使った工事監理になれば、それに基づいた工事仕様書というものが別に存在するのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの体育館関係の造成工事なんですけど、自衛隊さんがやるので急ぎますということなんですけれども、随意契約といった場合は、工事のほうと監理というのを完全に分ける必要があるんですが、造成したところが監理するということはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回耐震補強ということで、議員のパテントという特許を持たれた工法とか、そういうものを想定されているのかなとは思いますが、ちょっと私のほうで、この実施設計書のほう、設計図書ありますが、そういうパテント等という言葉というのはちょっと見当たりませんので、実際プレス工法ということで、インナープレス工法ということで耐震補強は行います。

それから、大規模改造に関しては、通常の建物の大規模改造ということで、塗装とか、床とか、天井とかを新しく改修するということですので、その辺、そのパテントに関してということとはちょっと実施設計のほうでは見当たりませんので、実際の標準に従った工事監理を行うということでの業務になるかとは思いますが。

○議長（高橋たい子君） 次に、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（齋藤良美君） 造成したところが監理を行うかというご質問ですが、こちらのほうで考えておりますのはそういうことではなくて、設計コンサルのほうを考えておりまして、自衛隊としても技術的な方がいらっしゃいますので、その方が今回の造成工事のほうに技術的な支援という形でみえてご指導をいただく計画があるということを知っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 1点だけ。9ページが一番下の特別定額給付金給付事業費、職員手当等618万8,000円、時間外勤務手当とありますが、いわゆる10万円の給付事業の職員体制というんでしょうか、それからオンライン申請ということでパソコンなどの、専用のパソコンを設けるとかのシステムというのをどういうふうにするのか。もうこれは最初から時間内では処理できないということで、もう残業手当を最初から補正予算に計上しているということなのか。

以上、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 最初に、システム等については委託して、システムを構築してやる予定でございます。

それで、時間外勤務手当については、ほかの町ですと新たに何とか室ということで、そういう室をつくってやっておりますが、柴田町においては、今の総務課の職員がやっておりますので、今やっている業務プラスこの給付手当の業務を行うということで時間外の手当を計上しております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） ニュースなんかで、全国の先行事例というんですか、先行自治体といういいんですか、例えば、オンライン申請でも、まずつながらないということが一つだったんです。それから、せっかくオンライン申請したんだけど、世帯主でない人が申請したというような間違いを役所がチェックするのが大変だと。それで、もう休日返上で職員がやっているというようなところがあるということが一つです。それから、今度は郵送による申請でも、本人である証明というのか、免許証のコピーとか、そういう添付書類の不備というのが多いということで、やはりそのチェックと申請者に対しての連絡等でかなり大変だと。

今の答弁だと、柴田町は総務課でということなんですが、ほかの課から応援をもらうとか、そこまでやるという考えがないのかなと、今の答弁でちょっとお聞きしたかったのは。

それと……質問を簡明にしますが、今日補正予算が通れば、あしたがちょうど広報しばた、毎月15日発行ですが、それに申請の場合にこういう点に注意してくださいというような

周知というのは考えているのか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 総務課の職員だけでは大変だということで、予算を見ていただきますと、10ページの12節の委託料で、特別定額給付金給付業務委託料というのがございます。630万7,900円。これについては、申請書の発送、種々審査、口座登録等のチェック等の業務を委託するということで予算を計上させていただいておりますので、職員だけではやはりできませんので、その部分については委託するということでやっております。

それで、ご心配なさっていらっしゃるオンラインでの不備とか、実際柴田町においても、今現在350件ほどオンライン申請がありました、昨日現在で。そのうち2割弱が不備でございます。その2割弱の大部分が、世帯主でない方が申請しているということが大部分でございますので、そういう背景がございますので、今後、頑張っていきたいと思っております。

あと、5月15日号については、そういう面のお知らせは掲載させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今、350件、既にオンライン申請があったというのは、スムーズにつながったというんですか、町民の方からすると、せっかく何回もパソコンから申込み、オンライン申請していてもつながらなかったというんじゃないかと、どうにかもう申請は受け付けられたということなのか。最後にちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 昨日現在で受け付けた件数が350件でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 11ページの10款教育費の1目保健体育総務費の14節の工事請負費なんですけれども……ごめんなさい、12ページになります、工事請負費の最後のほうの。阿武隈川の河川敷の運動場の土砂撤去工事の件ですけれども、既にあそこの河川敷を利用されている方を集めての説明会がもう既になされたというお話も承っております。何団体ぐらい参加してそういう説明を受けたのが1点と、2点目とすれば、グラウンドを利用できるようになるには、いつ頃の予定なのか。工事、土砂撤去、造成工事は11月30日まで行う予定なんですけれども、あの河川敷のグラウンドについては土砂撤去をいつからいつ頃までで、いつ頃の完成予定なのか、この2点お伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（齋藤良美君） それでは、まず、阿武隈川の利用団体への説明会、何団体かというご質問ですけれども、大変申し訳ございません。ちょっとこの数字については把握してございません。

2点目です。グラウンドの利用開始の予定ということでございますけれども、7月から土砂の運び出しが始まるわけでございますけれども、そうしますと、運び出して、その後、剥がした土砂の状況がどういうふうになっているか、今現在正確に把握できておりません。そういったことで、その剥いだ後に、その状況をしっかりと確認した上で判断したいと今現在考えております。一日も早く利用再開できるように努力はしてまいりたいと思います。議員からも利用されている皆さんにそういったお話をさせていただければ幸いです。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 私から説明するんじゃなくて、説明会が……じゃあ1点だけ。説明会が行われたと聞いたんです。それが実際に行われたのかどうかだけ確認します。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（齋藤良美君） 説明会を開催したかどうかという情報、私ちょっと把握してございません。大変申し訳ございません。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 1点だけ。私が聞いたのは、もう既に6月何日かから土砂撤去して、いつ頃完成なのか分かんないけれども、土砂撤去するよということで説明会が行われたと聞いたものですから、一応完成の予定まで聞いておこうかなというお話でした。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

9ページの総務費、総務管理費、財政財産管理費の工事請負費、庁舎・保健センターの耐震補強等工事なんですけれども、提案理由の中では、早期の事業着手のためという言葉があったかと思うんですが、これは、この事業に関しては、単に令和3年度分を令和2年度に計上するというだけで、スケジュールは変わらないんですか。確認です。

それから、10ページの14目特別定額給付金給付事業の18節特別定額給付金なんですけれども、

辞退した人の分は別に国に返さなくていいですよ、返すんですか。そこのまず確認です。一生懸命自治体で辞退するように呼びかけたところもあったので、もしかしたらと思ったんですけども、辞退した人の分がどうなるのかの確認です。

もう一つだけ。11ページの10款教育費の教育管理費の報償費で図書カードのことについてさっき質問があったかと思うんですけども、この間の説明では、保護者に手渡しということだったんですけども、保護者が来られない家庭もかなり多いかと思うんですけども、いつ頃まで保護者に手渡し、それで、来られない方へはどのようにするんですか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回、令和3年度分の予算を令和2年度分にとということで、スケジュール的には、やはり1年でできるものではございません。やはり起債の関係上、この事業が緊防債の対象になるために全額令和2年度で組ませていただいて、事業の実績に基づいて繰越しをかけて、令和4年の1月くらいまでに完了するという当初のそのスケジュールは変わってはおりません。ですので、庁舎自体も9月から工事を始めて、その前に関しては外周とかということになっておりますので、あくまでも、今回契約が6月議会に向けて入札等を行ってまいりますので、スケジュールは以前お話しした中身とは変わってはおりませんが、その起債の年度の考え方ということで、今回予算額を令和2年度に全て持ってきたということになっております。

○議長（高橋たい子君） 次に、総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 10ページの18節の特別定額給付金でございます。当然、辞退された方には交付されませんので、それについてはやはり戻す形になりますが、申請忘れとか、そういうことがないように、町のほうでは1か月、2か月と、申請率の推移を見ながら啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 配付方法なんですけれども、基本的には手渡しということで、予定としては、18日と19日の両日でもちまして手渡しするようにはご案内を出しているところでございます。確かに来られないご父兄さんもいらっしゃいますので、そういう方には基本的には学校で届ける予定でございます。あと、町内の小中学校以外に通っていらっしゃる児童生徒さんたちに関しましては、基本的に郵送で送付するという予定で進めておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。もう一つあったんだっけ……（「いいです」の声あり）申し訳ございません。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（齋藤良美君） スポーツ振興課です。

先ほど吉田議員からお尋ねいただいた説明会の関係だったんですけれども、既に4団体に説明会は実施しているということでございました、大変申し訳ございません。サッカーの関係で槻木FC、それからフレスカさん、それからソフトボール協会と、最後にリトルリーグの宮城臨空の4団体でございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋たい子君） 吉田議員、よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号令和2年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

5月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年度柴田町議会5月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時15分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月14日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 1 4 番 有 賀 光 子

署名議員 1 5 番 舟 山 彰